

神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たなバス運転手を確保するため、令和4年5月の改正道路交通法により創設された、大型二種免許取得にかかる受験資格特例教習（以下、「特例教習」という。）の受講に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「補助事業」とは、当該補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。
- (3) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (4) 「乗合バス路線」とは、法第4条の許可を受け、法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第3条の3第1号に定める路線定期運行を行う路線をいう。
- (5) 「空港連絡バス路線」とは、省令第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1項第1号ロの運賃を適用する路線で、主として駅ターミナルと空港間の輸送を目的に運行する乗合バス路線をいう。
- (6) 「定期観光バス路線」とは、省令第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1項第1号イの運賃を適用する路線をいう。
- (7) 「高速バス路線」とは、省令第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1項第1号ロの運賃を適用する路線をいう。
なお、当該運賃の適用がない場合であっても、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項各号に規定する道路又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項若しくは第2項の規定により指定する道路を主として運行し、県域を跨ぐものについては、当該路線に含めるものとする。

(補助事業者)

第3条 本補助金の補助事業者は、県内に営業所を有し、乗合バス路線の運行を行う乗合バス事業者とする。

(補助の対象)

第4条 補助の対象とする事業は、大型二種免許取得にかかる特例教習受講費用を補助するもので、補助事業者の雇用する者が、特例教習を受講する際の費用を補助事業者が負担するものであって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 国の補助事業として交付を受けること
- (2) 県内の営業所に配属し、3カ月以上継続して乗合バス運転手として雇用する予定である者

ただし、専ら次のバス路線の運行を行う乗合バス運転手は、補助対象外とする。

ア 空港連絡バス路線

イ 定期観光バス路線

ウ 高速バス路線

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額又は補助対象経費から国補助額等を控除した額に2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額以内とする。

(利益等の排除)

第6条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金事業計画書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請書の提出期日等)

第8条 規則第3条第1項の規定による神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金交付申請書（第2号様式）の提出期日は知事が別に通知する。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 役員等氏名一覧表（第3号様式）

(2) 神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金交付申請額計算書（第4号様式）

(3) 国補助事業の申請に関する書類の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税

を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第9条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付決定の通知等）

第10条 知事は、第8条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、予算の範囲内で交付の決定を行い、神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金交付決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付条件）

第11条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更であって、交付決定額をこえないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第12条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第6号様式）に変更の内容

及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による変更（中止、廃止）承認申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金変更交付決定通知書（第7号様式）又は神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金（中止、廃止）承認通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取り下げのできる期間）

第13条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第14条 規則第10条の規定による状況報告は、知事が別に通知した期日までに、神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金事業実施状況報告書（第9号様式）により、行わなければならない。

（実績報告）

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金完了実績報告書（第10号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金請求金額計算書（第11号様式）
 - (2) 神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金教習者受講名簿（第12号様式）
 - (3) 請求書及び領収書の写し
 - (4) 特例教習を修了したことが分かる書類
 - (5) 国補助事業の額確定通知書の写し
 - (6) 国補助事業の完了実績報告書類の写し
 - (7) 3カ月以上継続してバス運転手として雇用する予定が分かる書類
 - (8) 振込先確認書類の写し
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。
 - 3 前項の規定は、当該補助金に係る消費税の申告を要しない補助事業者については、適用しない。

（補助金の額の確定及び支払）

第16条 知事は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合、その補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金額の確定通知書（第13号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 補助事業者は、県から補助金の支払いを受けようとするときは、神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金支払請求書（第14号様式）による交付請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第15号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 前項の規定は、当該補助金に係る消費税の申告を要しない補助事業者については、適用しない。
- 3 知事は、第1項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第20条 補助事業者は、住所又は氏名を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。